大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　指定の全部効力の停止対象事業者

1. 法人名　株式会社ＯＮＥ－ＨＡＴＴＡＮ
2. 代表者　代表取締役　仲　武志
3. 所在地　大阪府吹田市江坂町二丁目１１番１４号

２　事業所名及び所在地

1. 事業所名　　放課後等デイサービス　サンティパープ江坂教室
2. 所在地　　大阪府吹田市江坂町二丁目１１番１４号エレガンスビル１階
3. サービス種別　　児童発達支援、放課後等デイサービス

３　処分年月日

　令和元年９月２０日

４　処分の内容

　指定の全部効力の停止

　令和元年９月２１日から３か月間

５　処分の理由

不正請求

　法人代表は、児童発達支援管理責任者が配置できていないにもかかわらず、障害児童通所給付費を不正に請求し、受領していたことは、児童福祉法第21条の5の24第1項第5号に該当するため。